



第 1 部 果樹農業の現状と振興方策

第1章 果樹農業の現状

第1節 果樹農業の地位

わが国の果樹農業は、限られた国土の中で傾斜地を有効利用する等、国土利用の面で重要な地位を占めている。また、果実は、国民の健康維持に欠かせないビタミン、ミネラル、食物繊維等各種の栄養成分や健康機能性成分の重要な供給源であり、国民の健康志向が高まる中で、これらに対する認識が高まっている。

このような中で、国内果樹農業をめぐる状況は、産地における果樹農業の担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、長期化する消費不況による販売不振、特に若者の果物離れ等が進行し、国産果実の生産量は減少傾向をたどっている。このため、果樹産地等のアイデアを生かし、果実加工等の6次産業化の視点も加え、多様な消費者ニーズに対応した生産・販売活動の取組が重要である。

果樹農業の近年の動きを見ると、果樹栽培の農家数、面積とも継続的に減少しているが、従

来大幅に減少してきた栽培面積は、減少幅がやや小さくなっている。

令和2年の果樹栽培の農家数、面積は、17万戸、21万haで1戸当たり平均1.2haの規模である。また、果樹栽培の農家数、面積が総農家数、全耕地面積に占める割合は、それぞれ16.1%、4.7%であり、前者は横ばい傾向に、後者は微減傾向にある。これは、果樹作では中山間地域を中心に栽培面積の減少が進んでいるためと考えられる。

果実の国内生産量はかつての400万トン台から減少が続いており、近年は270万トン程度になっている。

また、果実の産出額は、近年の生産量の減少及び優良品種・品目の導入が進んだことに伴い価格が堅調に推移していることから、8,000億円台を回復しているが、価格の上昇に伴う消費の減退が懸念される状況となっている(表1)。

表1 果樹農業の主要指標

項 目	H12年	17年	22年	27年	28年	29年	30年	R元年	2年
果樹栽培農家戸数									
(千戸)	330	277	254	222	—	—	—	—	173
総農家数に占める比率 (%)	14.1	14.1	15.1	16.1	—	—	—	—	16.1
果樹栽培面積 (千ha)	286	265	247	223	220	216	212	209	205
全耕地面積に占める比率 (%)	5.9	5.7	5.4	5.0	4.9	4.9	4.8	4.7	4.7
果実生産量 (千トン)	3,847	3,703	2,960	2,969	2,918	2,809	2,839	2,697	2,685
果実産出額 (億円)	8,107	7,274	7,497	7,838	8,333	8,450	8,406	8,399	8,741
農業総産出額に占める比率 (%)	8.9	8.5	9.2	8.9	9.1	9.1	9.3	9.4	9.8

資料：農林業センサス（販売農家）、耕地及び作付け面積統計、食料需給表、生産農業所得統計

第2節 果実の需給動向

加工品を含む果実の総需要量（消費仕向量）は、平成13年の920万トンをピークとし、その

後はうんしゅうみかんの国内生産量の減少から大きく減少し、令和2年には710万トン程度とな

っている。うんしゅうみかんとりんごの内訳をみると、うんしゅうみかんはほぼ全てが国内生産であるが、生産量は減少傾向にある。りんごの生産量も減少傾向にある一方、相当量の輸入があるが、これは果汁飲料向け加工品を生鮮換算したもので、生果の輸入は1千ト未満である。

表2 果実の消費仕向け量の推移

(単位：千トン、%)

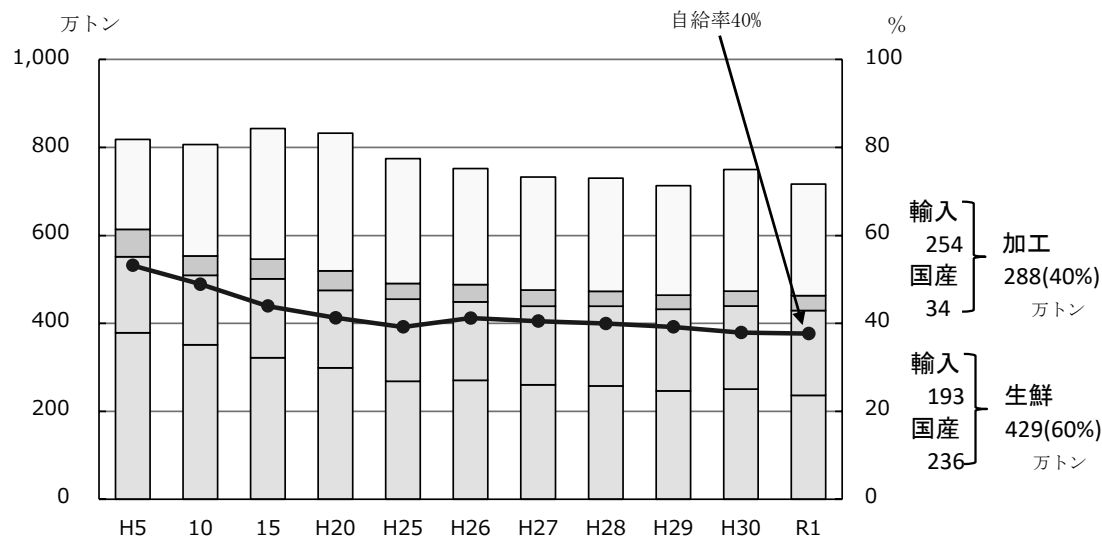
項 目	H15 年	20 年	25 年	28 年	29 年	30 年	R 元年	2 年
果 実 計	8,362	8,310	7,682	7,150	7,092	7,437	7,068	7,110
国内生産量	3,674	3,436	3,035	2,918	2,809	2,839	2,697	2,685
輸 入 量	4,757	4,889	4,711	4,292	4,339	46611	4,466	4,490
果実の自給率	44	41	40	41	40	38	38	38
うんしゅうみかん	1,107	914	872	803	739	777	725	762
国内生産量	1,146	906	896	805	741	774	747	766
輸 入 量	1	0	1	0	0	0	0	0
り ん ご	1,365	1,699	1,341	1,280	1,282	1,251	1,255	1,254
国内生産量	842	911	742	765	735	756	702	763
輸 入 量	541	797	629	555	582	537	595	531

資料：農林水産省「食料需給表」

注：果実の採用品目は、うんしゅうみかん、りんご及びその他の果実19品目。

加工品は生鮮換算。

図1 果実・果実加工品の国内生産量、輸入量の推移



果実加工品を含む総需要量のうち生鮮用果実は、6割程度で横ばいとなっており、このうち国産品は、6割を若干下回る水準で推移している。

一方、果汁を中心とした果実加工品の総需要に占める割合は4割程度であり、このうち、国産品は1割強で、輸入品が約9割と大半を占める水準で推移している。

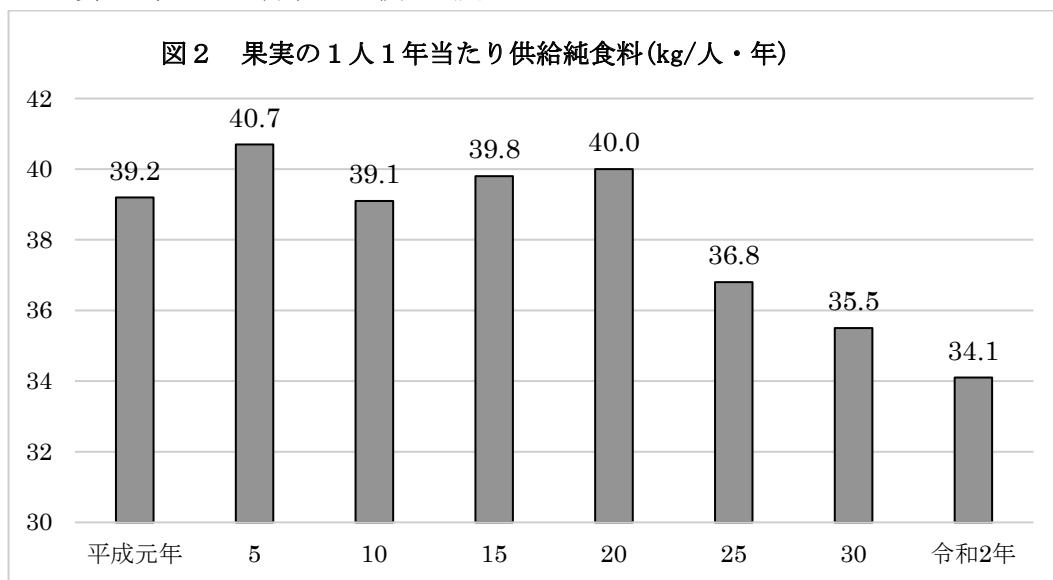
果実の自給率は、近年は、前5か年と同様に、ほぼ4割程度と横ばいで推移している(図1)。

1. 果実の消費動向

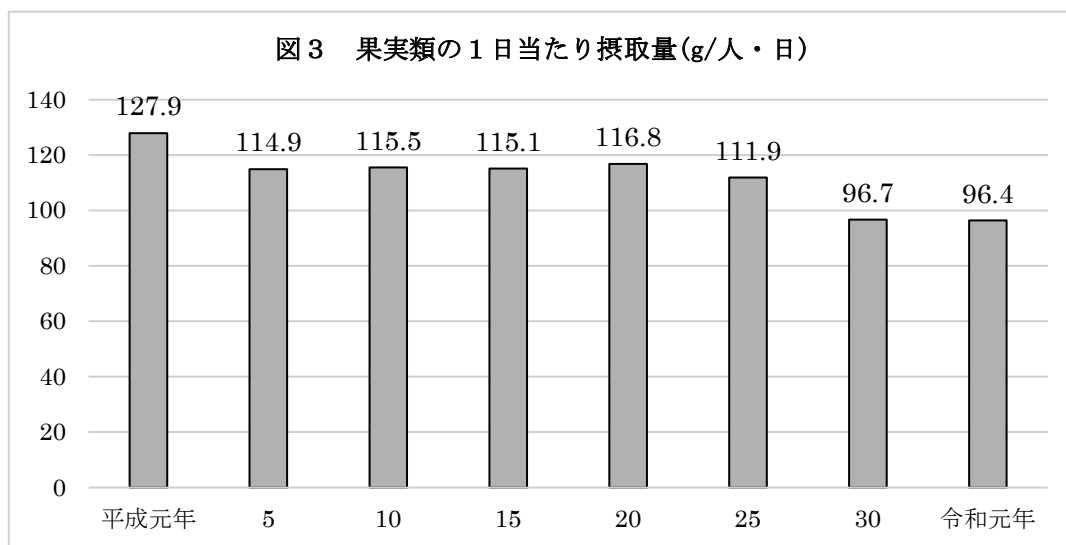
果実の消費量は、過去5年間はほぼ横ばい傾向

にあり、農林水産省「食料需給表」による1人1年当たり供給純食料は、年による変動はあるものの、35kg弱程度(1日当たりで約100g弱)で推移しており、「食事バランスガイド」等で勧められている1日200gの半分程度にとどまっている。(図2)

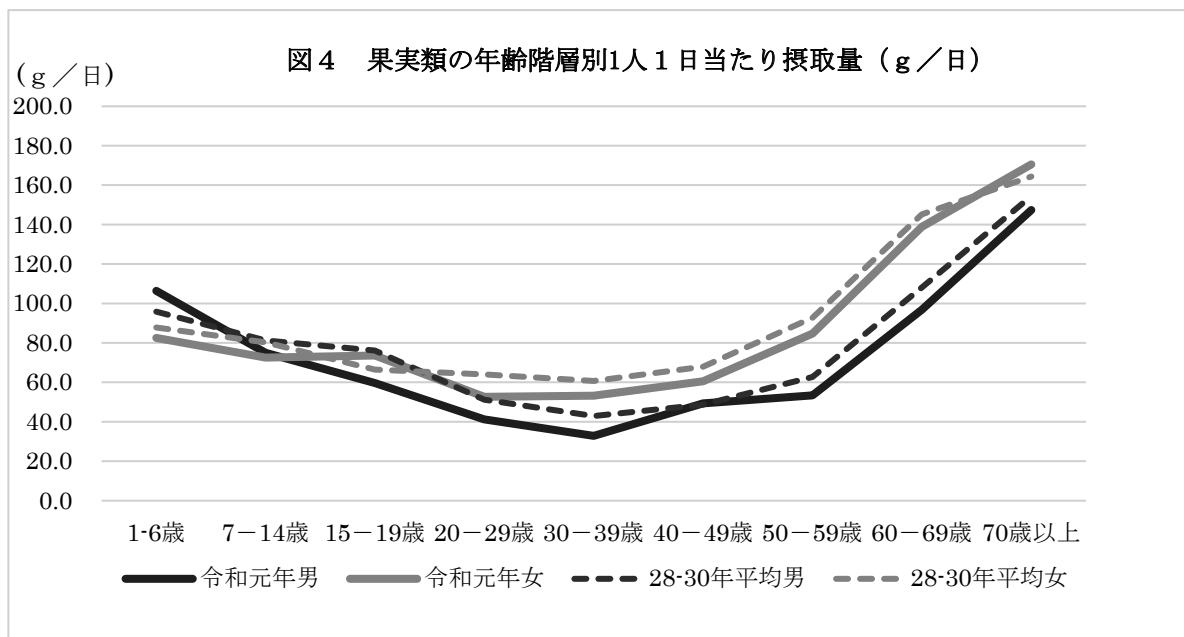
また、厚生労働省「国民健康・栄養調査」によると、果実類の1人1日当たりの摂取量は、100gを少し下回る水準が2年続いており(図3)、これを年齢階層別にみると、20～40代の若年・働き盛り層を中心に摂取量は少なく、20代は60代の4割程度の摂取量となっている(図4)。



資料：農林水産省「食料需給表」



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」

2. 果樹の生産動向

(1) 果樹生産の概況

果樹農業においては、果樹園の多くが中山間傾斜地に立地しているため、生産基盤の整備が遅れている状況にある。このような立地条件に加え果樹農業では、収穫やせん定など機械化が困難な作業が多く、労働時間も多く要することなどもあり、栽培面積は、依然として漸減傾向にある。令和2年の栽培面積は、20万5千ヘクタールと、平成28年に比べ1万5千ヘクタール（7％）の減少、平成22年に比べ4万2

千ヘクタール（17％）減少している。

主要果樹について、品目別に栽培面積の動向を見ると、パインアップルは増加傾向を示しているものの、ほとんどの果樹は減少傾向で推移している。特に、みかん、日本なし、くりの減少が大きい（表3）。

また、果樹の栽培面積の大きい県は、上位から順に青森県、和歌山県、愛媛県、長野県、熊本県であるが、この5年間では、全ての都道府県で栽培面積が減少している。

表3 果樹の栽培面積の推移

(単位：ha)

	H17年	H22年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
みかん	54,800	48,900	44,600	43,800	42,800	41,800	40,800	39,800
その他かんきつ類	30,390	28,400	26,700	26,300	26,000	25,500	25,100	24,600
りんご	43,200	40,500	38,600	38,300	38,100	37,700	37,400	37,100
日本なし	15,900	14,400	12,800	12,500	12,100	11,700	11,400	11,000
西洋なし	1,940	1,760	1,580	1,570	1,550	1,530	1,510	1,480
かき	24,800	23,200	21,400	20,900	20,300	19,700	19,400	19,000
びわ	1,930	1,690	1,440	1,360	1,270	1,190	1,140	1,070
もも	11,300	10,900	10,600	10,500	10,400	10,400	10,300	10,100
すもも	3,360	3,180	3,050	3,010	3,000	2,960	2,930	2,880
おうとう	4,800	4,880	4,820	4,740	4,700	4,690	4,690	4,680
うめ	18,600	18,000	16,700	16,400	15,900	15,600	15,200	14,800
ぶどう	20,200	19,000	18,100	18,000	18,000	17,900	17,800	17,800
くり	24,800	22,500	20,300	19,800	19,300	18,900	18,400	17,900
パインアップル	605	537	530	540	542	565	580	584
キウイフルーツ	2,620	2,400	2,180	2,130	2,100	2,090	2,050	2,050
合計	265,400	246,900	230,200	219,850	216,062	212,225	208,700	204,844

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

表4 果樹生産量（収穫量）の推移

(単位：トン)

	H17年	H22年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
みかん	1,132,000	786,000	777,800	805,100	741,300	773,700	746,700	765,800
りんご	818,900	786,500	811,500	765,000	735,200	756,100	701,600	763,300
日本なし	362,400	258,700	247,300	247,100	245,400	231,800	209,700	170,500
西洋なし	32,300	26,200	29,200	31,000	29,100	26,900	28,900	27,700
枇杷	285,900	189,400	242,000	232,900	224,900	208,000	208,200	193,200
もも	6,730	5,700	3,570	2,000	3,630	2,790	3,430	2,650
すもも	174,000	136,700	121,900	127,300	124,900	113,200	107,900	98,900
おうとめ	26,800	20,900	21,300	23,000	19,600	23,100	18,100	16,500
ぶどう	19,100	19,700	18,100	19,800	19,100	18,100	16,100	17,200
くすり	123,000	92,400	97,900	92,700	86,800	112,400	88,100	71,100
パイナップル	219,900	184,800	180,500	179,200	176,100	174,700	172,700	163,400
キウイフルーツ	21,800	23,500	16,300	16,500	18,700	16,500	15,700	16,900
合計	10,400	8,780	7,660	7,770	8,500	7,340	7,460	7,390
	36,400	26,500	27,800	25,600	30,000	25,000	25,300	22,500
合計	3,504,000	2,566,000	2,603,000	2,575,000	2,463,000	2,490,000	2,350,000	2,337,000

資料：農林水産省 果樹生産出荷統計

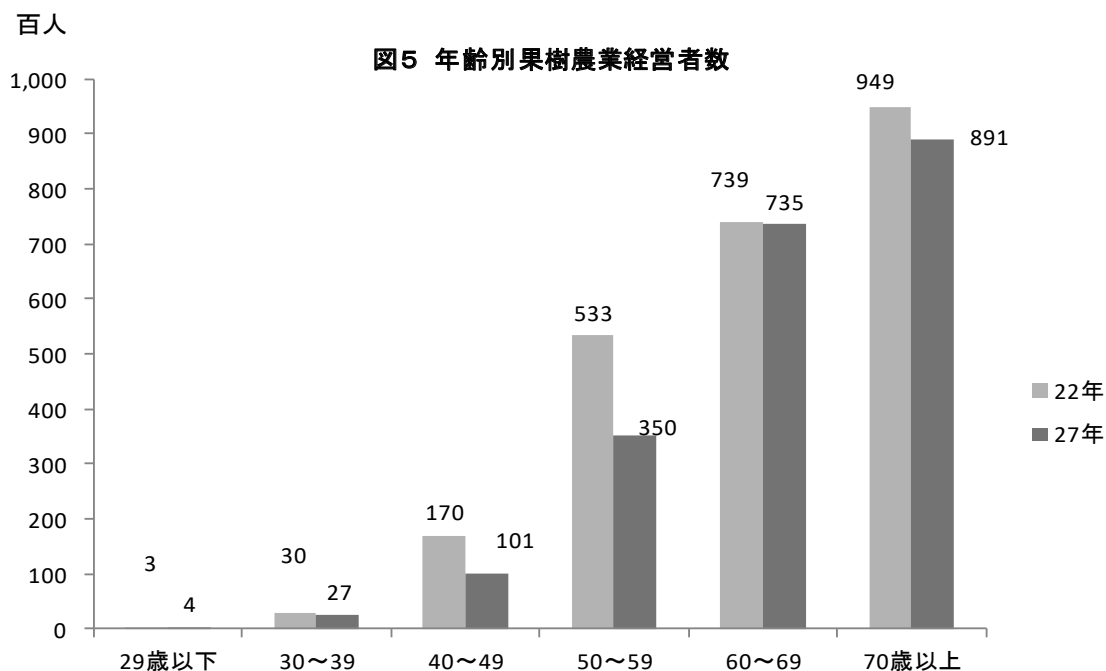
近年の果実（なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジを除く）の生産量は、平成21年に300万トンを記録して以来、300万トンを下回っており、近年は250万トン前後で推移している（表4）。

果樹生産は、主に農業所得で生計を立てている主業農家によって担われているが、高齢化の急速な進行等により農家数が減少し22年から27年の5年間に農業経営者数は13%減少し、特に働き盛りの50～59歳及び40～49歳の減少が大きく、一方、60歳以上の割合は7.5ポイント上昇し7割となっている。また、経営規模も1ヘクタール未満の小規模な農家

も多く、経営が脆弱化している（図5）。

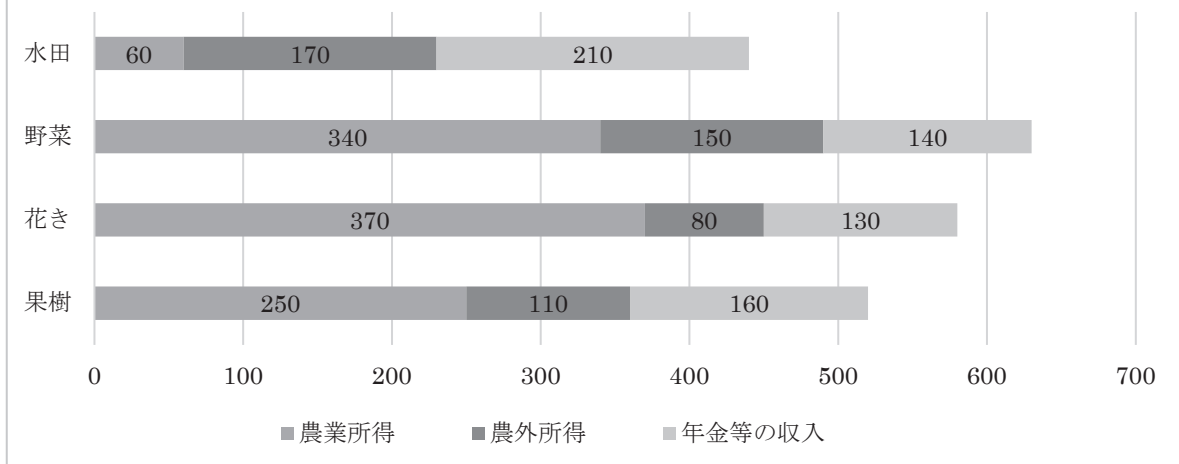
営農類型別に農家の総所得を見てみると、果樹作経営農家における平成30年度の総所得は約523万円、農業所得は約254万円と野菜や花き経営農家に比べ低い水準となっている（図6）。

また、果樹生産は収穫など機械化が困難な作業や、せん定など高度な技術が必要な作業が多く、労働集約的であり、特にぶどう、日本なしの労働時間が長くなっている。また、せん定、摘果、収穫等の特定の時期に作業が集中している（図7）。



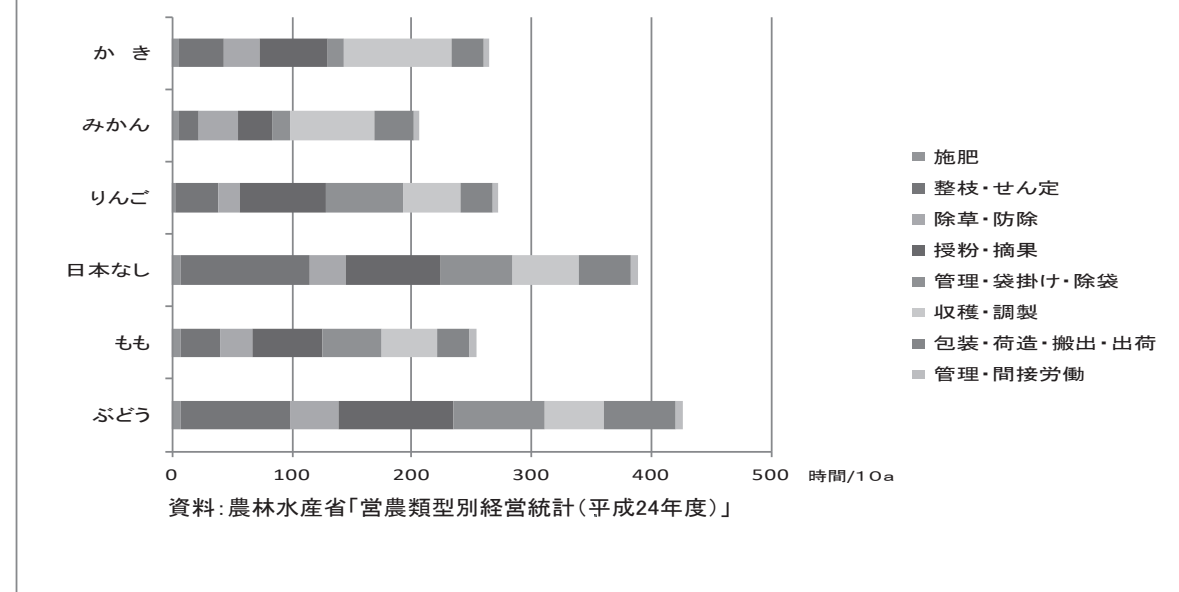
資料：農林水産省「農林業センサス」

図6 営農類型別にみた農家総所得の比較（単位：万円）



資料：農林水産省「営農類型別経営統計（平成30年度）」

図7 主要果樹の作業別労働時間（10アール当たり）



資料：農林水産省「営農類型別経営統計（平成24年度）」

（2）うんしゅうみかん及びその他のかんきつの生産の動き

うんしゅうみかんの栽培面積は、需給の不均衡の是正を図るため、昭和50年代以降、数次にわたる園地転換対策が実施されたことや、農家の高齢化等による管理放棄園や老木園の廃園の増加などにより、減り続けており、令和3年の栽培面積は3万9千ヘクタールで、ピークであった昭和48年（17万3千ヘクタール）の22%にまで減少した。また、ここ5年間では、約1割程度減少している。

また、生産量は、平成22年以降70～90万トン台で推移しており、表年と裏年の差も小さくなっている。平成28年（裏年）以降、裏年の生産量が勝っている。

うんしゅうみかんの主産県は、和歌山県、愛媛県、静岡県の3県で、この3県で全国の約5割の生産シェアを占めている。

うんしゅうみかんの品種別生産量は、以前に見られた早生化への大幅なシフトは見られなくなり、早生みかんの割合は約6割（57%）、うち極早生みかん

は約3割（26%）となっている。

また、ハウスみかんについて見ると、平成5年の1,430ヘクタールをピークに減少が続き、令和2年には377ヘクタールとピーク時の約3割（26%）にまで減少している（表5）。

その他かんきつ類については、品種の多様化が進むなかで、せとか、肥の豊、紅まどんな、甘平等の新しい品種やレモンの栽培面積が増加している（表6）。

（3）落葉果樹の生産の動き

りんごの結果樹面積は長期にわたり減少傾向にあり、令和3年には3万7千ヘクタールとなった。

また、りんごの生産量は、平成20年に91万トンまで回復した後、再び減少に転じ、平成23年には66

万トンと初めて70万トンを下回ったが、その後は80万トン前後で推移し、直近の5年間は70万トン台を維持していたが、令和3年は66万トンとなった。

都道府県別に見た収穫量割合は、青森県が約6割、長野県が約2割となっており、この2県で全国の約8割を占めている。

品種別に見ると、ふじが5割以上のシェアを占めており、次いでつがる、王林、ジョナゴールドの順となっている（表5）。

早期多収で省力化が可能なわい化栽培の普及実績は、近年1万1千ヘクタール台でとどまっており、岩手県は9割に達している一方、長野県では4割、秋田県では3割半ば、青森県では2割、山形県、福島県では1割台である（表7）。

表5 みかん及びりんごの品種別生産量(収穫量)及び面積

(単位：千トン、千ha)

	H23年		H28年		H29年		H30年		R元年		R2年	
	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量	面積	収穫量	面積
みかん	928	45.3	805	41.5	741	40.6	774	39.6	747	38.7	766	37.8
早生温州	547	25.7	456	23.4	456	22.8	443	22.2	450	21.7	437	21.2
極早生みかん	151	8.3	126	7.1	131	6.8	120	6.6	126	6.4	115	6.1
ハウスみかん	29	0.6	21	0.4	20	0.4	20	0.4	19	0.4	18	0.4
普通温州	381	19.6	349	18.1	296	17.8	331	17.4	297	17.0	328	16.6
りんご	655	37.8	765	36.8	735	36.5	756	36.2	702	36.0	763	35.8
ふじ	352	19.7	406	19.0	377	18.8	403	18.6	359	18.4	393	18.2
つがる	84	5.1	80	4.7	84	4.6	79	4.5	77	4.5	84	4.4
ジョナゴールド	50	2.9	55	2.6	51	2.6	49	2.5	43	2.5	46	2.4
王林	51	3.2	56	2.9	57	2.8	52	2.8	52	2.7	51	2.7

資料：農林水産省「果樹生産出荷統計」 注：面積は結果樹面積

表6 近年品種登録された主なかんきつの面積の推移

品 種	栽培面積 (ha)			品種登録年	主 産 県
	H27年	H29年	R元年		
は る み	488	471	461	11年	広島、愛媛、和歌山
せ と か	381	394	395	13年	愛媛、佐賀、和歌山
肥 の 豊	434	449	459	15年	熊本
は れ ひ め	139	143	135	16年	愛媛、広島、宮崎
せ と み	73	89	47	16年	山口
紅 ま ど ん な	201	255	274	17年	愛媛
甘 平	192	287	319	19年	愛媛
不 知 火	2,916	2,793	2,627		熊本、愛媛、和歌山
清 見	900	867	861		愛媛、和歌山、佐賀
シ イ ク ワ シ ャ ー	408	376	362		沖縄、鹿児島
レ モ ン	475	524	593		広島、愛媛、和歌山

資料：特産果樹生産動態等調査

表 7 りんご主産県のおい性台木の普及状況

(単位:ha、%)

県	名	H29年	H30年	R元年	R元年りんご栽培面積	R元年おい化率
青	森	4,797	4,801	4,814	20,500	23
岩	手	2,268	2,206	2,247	2,450	92
秋	田	473	471	473	1,350	35
山	形	297	265	289	2,250	13
福	島	184	187	169	1,260	13
長	野	3,036	2,975	3,166	7,500	42
総	計	11,827	11,668	11,910	37,400	32

資料：特産果樹生産動態等調査

3. 果実の輸出入の動向

(1) 果実の輸出

我が国の生鮮果実の輸出量は、平成 14 年の台湾の WTO 加入等を契機として、台湾向けりんごを中心に増加してきた。最近の状況を見ると、令和 3 年には 5 年前と比べ生鮮果実全体の輸出額で 39%、輸出量で 17%増加するなど引き続き増加傾向にある。このような中で、平成 29 年には輸出額で 4%、輸出量で 6%減少したが、これは輸出量の約 8 割（輸出額の約 6 割）を占めるりんごの輸出量が国内の不作により減少したためである。また、令和 2 年には新型コロナウイルスの蔓延による世界的な混乱のため、コンテナ不足に伴う予約難や運賃高騰等により輸出が厳しい状況にあり、輸出額は 14%、輸出量は 21%前年を下回った。

品目別に見ると、上記のとおりりんごが生鮮果実輸出量の大部分を占めており、主な輸出先は台湾、香港である。輸出額ではぶどうが食味の良い日本産シャインマスカット等の品種が海外で高い評価を得ていることからりんごに続いており、令和 3 年には 5 年前と比べ約 2 倍となった（輸出量では第 3 位、60%増）。ももは輸出額では第 3 位（93%増）、輸出量では第 2 位（47%増）であった。

一方、みかんは減少傾向にあったが、令和 3 年には増加した。みかん以外のかんきつ類は増加傾向にあり、令和 3 年の輸出額、輸出量とも 5 年前と比べ 3 倍以上となった。キウイフルーツはまだ量は少ないものの、令和 3 年の輸出量は 5 年前と比べ 5 倍以上、輸出額も同 4 倍となった。（表 8、表 9）

農林水産物・食品の更なる輸出拡大に向けて、「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）において、令和 7 年までに 2 兆円、令和 12 年までには 5 兆円とする輸出額目標が設定された。令和 3 年に輸出額 1 兆円を達成したところであり、引き続き「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和 3 年 12 月改訂）に基づき、目標達成に向け、政府一体となってあらゆる施策を講じることとされた。

輸出実行戦略では、海外で評価される日本の強みを有している輸出重点品目を選定し、集中的に支援することや、重点品目ごとにオールジャパンで輸出促進活動を行う品目団体の組織化、リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援、新たな取組を実現すること等を目的とした輸出促進法等の改正など輸出目標達成に向けた施策の方向性が盛り込まれた（改正輸出促進法は令和

4年5月に成立し同年10月1日に施行)。

表8 近年の生鮮果実の輸出額

品 目 名	輸 出 額 (百 万 円)							令和3年の倍率	
	H23	28	29	30	R元	2	3	対H23	対H28
りんご	6,500	13,299	10,948	13,970	14,492	10,702	16,212	2.49	1.22
ぶどう	277	2,324	2,943	3,267	3,190	4,118	4,629	16.72	1.99
もも	259	1,203	1,605	1,780	1,897	1,871	2,322	8.96	1.93
なし	298	807	988	1,000	774	763	961	3.22	1.19
みかん	376	541	458	426	484	519	841	2.24	1.55
かき	141	249	342	392	463	441	440	3.13	1.77
くり	169	306	599	437	224	192	383	2.26	1.25
みかん以外の柑橘類	51	79	124	186	172	161	248	4.82	3.15
キウイフルーツ	6	31	35	31	22	21	127	21.54	4.09
その他の生鮮果実	18	72	97	123	132	101	178	10.13	2.46
生鮮果実合計	8,094	18,910	18,139	21,613	21,851	18,888	26,341	3.25	1.39

出典 財務省貿易統計

注 その他の生鮮果実及び合計には、くり以外のナッツ類及び果実的野菜を含まない。

以下の表9～11で同じ

表9 近年の生鮮果実の輸出货量

品 目 名	輸 出 量 (ト ン)							令和3年の倍率	
	H23	28	29	30	R元	2	3	対H23	対H28
りんご	18,205	32,458	28,724	34,236	35,888	26,927	37,729	2.07	1.16
ぶどう	187	1,147	1,339	1,492	1,385	1,712	1,837	9.84	1.60
もも	280	1,308	1,710	1,726	1,780	1,599	1,926	6.87	1.47
なし	574	1,472	1,865	1,884	1,376	1,189	1,313	2.29	0.89
みかん	2,582	1,874	1,454	825	957	981	1,563	0.61	0.83
かき	315	640	640	694	829	729	645	2.05	1.01
くり	514	663	1,132	864	610	533	732	1.42	1.10
みかん以外の柑橘類	50	77	133	186	226	249	278	5.56	3.61
キウイフルーツ	6	32	36	35	22	18	184	29.68	5.67
その他の生鮮果実	112	43	168	118	94	72	96	0.86	2.21
生鮮果実合計	22,825	39,715	37,200	42,060	43,167	34,010	46,301	2.03	1.17

海外の植物検疫に対して輸出解禁要請や条件変更要請を行い実現したものは次の通りである。

○解禁

ベトナム向け日本なし(平成29年1月)、アメリカ向けかき(平成29年9月)、ペルー向けなし(平成30年9月)、ベトナム向けうんしゅうみかん(令和3年10月)、アメリカ向けメロン(令和3年11月)、インド向けりんご(令和4年3月)。

○条件変更

EU向けかんきつ類のカンキツかいよう病に対す

る栽培地検査の撤廃(平成30年1月)、オーストラリア向けかきのくん蒸に代わる措置の追加(平成30年1月)、カナダ向けりんごの臭化メチルクん蒸に代わる措置の追加(平成30年6月)、アメリカ向けうんしゅうみかんの臭化メチルクん蒸の廃止(令和2年2月)、アメリカ向け日本なしの品種制限の撤廃(令和2年4月)、タイ向けかんきつ類の合同検査から査察制に変更(令和2年5月)。

(2) 果実の輸入

生鮮果実の輸入量は平成 24 年をピークに微減傾向にあったが、ここ数年は微増傾向にあり、令和 3 年には 176 万トンと、ピーク前の平成 23 年と同程度であった。輸入量のうちバナナが 6 割を占めている。直近では、バナナの輸入量の 8 割弱を占めるフィリピンと 1 割強を占めるエクアドルのほか、メキシコ、グアテマラ等中南米諸国からの輸入が増えている。

ここ数年のその他の主要品目の推移を見ると、グレープフルーツとレモンの輸入量が大きく減少している。令和 2 年にはコロナ禍のため、欧米ではビタミン C 含有量に着目してオレンジの輸

入の増加が見られたが、我が国でも理由は不明であるものの同様の傾向が見られた。かんきつ類ではマンダリン等ソフトかんきつ類の輸入が増えている。その他の品目ではパインアップルとキウイフルーツが大きく増えた。パインアップルは、中国が台湾産パインアップルの輸入を停止し、台湾が輸出先を振り替えたためであり、キウイフルーツはニュージーランドによる積極的な宣伝活動によるものと見られる。さくらんぼはこの数年で見れば輸入額が増加しているが、以前ほど多くない。アボカドとぶどうの増加は一服感がある。その他の生鮮果実は増加しており、ベリー類や熱帯果実など単価の高い品目が多い。(表 10、表 11)

表 10 近年の生鮮果実の輸入額

品 目 名	輸 入 額 (億 円)							令和 3 年の倍率	
	H23	28	29	30	R 元	2	3	対 H23	対 H28
バナナ	720	1,003	950	1,006	1,043	1,051	1,074	1.49	1.07
キウイフルーツ	210	312	349	410	448	490	504	2.39	1.62
アボカド	105	230	230	241	261	239	244	2.32	1.06
パインアップル	101	138	140	143	137	134	166	1.64	1.21
オレンジ	108	141	138	137	131	142	134	1.24	0.95
ぶどう	35	107	100	118	143	141	128	3.64	1.19
レモン	56	107	119	124	119	92	88	1.56	0.82
グレープフルーツ	141	115	103	97	84	82	65	0.46	0.56
さくらんぼ	83	49	53	38	43	48	63	0.76	1.27
その他の生鮮果実	161	174	195	196	188	188	233	1.44	1.34
生鮮果実合計	1,722	2,375	2,377	2,509	2,596	2,607	2,698	1.57	1.14

表 11 近年の生鮮果実の輸入量

品 目 名	輸 入 量 (千トン)							令和 3 年の倍率	
	H23	28	29	30	R 元	2	3	対 H23	対 H28
バナナ	1,064	956	985	1,002	1,045	1,068	1,108	1.04	1.16
パインアップル	153	143	157	159	153	157	180	1.18	1.26
キウイフルーツ	66	93	93	106	106	113	118	1.79	1.27
オレンジ	115	102	91	82	88	93	81	0.71	0.80
アボカド	37	74	61	74	77	80	77	2.06	1.04
グレープフルーツ	160	83	78	72	64	63	51	0.32	0.62
レモン	52	49	51	53	54	45	43	0.82	0.86
ぶどう	15	34	31	37	47	44	37	2.38	1.09
ソフト柑橘類	21	17	18	18	18	21	22	1.05	1.29
その他の生鮮果実	43	29	34	32	33	35	42	0.98	1.44
生鮮果実合計	1,727	1,581	1,598	1,635	1,686	1,719	1,760	1.02	1.11

農林水産省では諸外国からの植物検疫における輸入解除等の要請を受け、科学的・技術的

検討を行っている。平成29年度以降に条件付き解禁または条件変更が行われたものは次の通りである。イスラエル産かんきつ類（平成29年10月条件変更）、カナダ産さくらんぼ（平成30年7月条件変更）、オーストラリア産アボカド（平成30年1月条件付き解禁）、ペルー産うんしゅうみかん（平成30年9月条件付き解禁）、コロンビア産アボカド（令和元年7月条件付き解禁）、南アフリカ産ぶどう並びにアルゼンチン産、南アフリカ産及びスワジランド（エスワティニ）産かんきつ類（令和元年7月条件変更）、イスラエル産アボカド（令和2年10月条件付き解禁）、エジプト産かんきつ類（令和2年11月条件付き解禁）、コロンビア産、ブラジル産及びペルー産マンゴー（令和3年4月条件変更）、ベトナム産れいし（令和元年12月条件付き解禁、令和3年4月条件変更）、米国産にほんすもも並びにトルコ産オレンジ等及びマンダリン等（令和3年8月条件付き解禁）。

一方、環太平洋経済連携協定（TPP）は平成29年11月に米国を除く11か国による大筋合

意に至り、平成30年3月に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）」が署名された。メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムについて平成30年12月に発効し、遅れて国内手続きが完了したペルーについては令和3年9月に発効した。

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定については、令和2年11月に署名され、令和4年1月に日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、豪州、中国、ニュージーランドの10か国について発効し、同年2月に韓国、3月にマレーシアについてそれぞれ発効した。

EPA/FTA に関しては、新たに、平成31年2月にEU、令和2年1月に米国、令和3年1月に英国との間で協定が発効した。また、現在、コロンビア、トルコ等との間で交渉が継続中である。

これらの協定の発効に伴い競争力強化等の対策が講じられた。

第3節 果実の流通・価格動向

（1）うんしゅうみかんの価格動向

平成29年産については、着果量は極早生みかんは前年並、早生みかんから中生・普通みかんへと晩生になるに従って少ない傾向にあった。極早生みかんの果実品質は高糖・高酸傾向となり、果実肥大は平年並で推移した。9月～10月には曇雨天が続く、果実品質は平年並となり、果実肥大は半階級程度伸びた。そのため、競合果実であるりんご・かき等の出回りが潤沢であったことも相まって、10月中旬には流通在庫が増加し、価格は下落した。10月には2つの台風が来襲したことから品質不良果が発生したため、厳選出荷に努めた結果、早生みかんへスムーズに切り替わった。11月以降年内の天候は比較的晴天が続いたが、急激な冷え込みにより着色が遅れ、生産者段階での家庭選別・予措、選果場段

階での厳選出荷の徹底に努めた結果、12月は近年にない高値での価格推移となった。年明け以降は、年末年始の流通在庫が少なかった上、普通みかんの出荷量は前年の7割程度と少なかったことから、引き続き堅調な価格で推移した。

平成30年産については、極早生みかんは小玉果傾向の中、気象災害の影響により正品果率が低下し出荷量が当初計画を下回ったことや、高糖・低酸で食味良好だったことから堅調な販売となり、概ね10月一杯で出荷が終了した。早生みかんは、食味が良好だったものの、流通段階での腐敗果・滞荷により荷動きが鈍り始めたことから、厳選出荷の継続と小売店頭販売促進活動の強化・実施等について周知を図った。11月の天候にも恵まれ収穫作業が進んだことから、前進出荷傾向となり、ほぼ12月上旬で出荷が

終了し、普通みかんに切り替わった。12月に入ると暖かい気温と降雨により中生・普通みかんで、浮皮果やクラッキングによる腐敗果が発生したが、厳選出荷により出荷量が減少した結果、価格は堅調に推移した。年明け以降は年末年始の流通在庫が少なく、食味良好であったこと等もあり、堅調な価格で推移した。

令和元年産については、極早生みかんは相次ぐ台風の来襲や10月の曇雨天の影響もあり、出荷当初より総体的な果実品質は低糖・低酸傾向であったことから、産地における厳選出荷の取組により低品位果実の加工誘導が確実に行われたことで価格の下落には至らなかった。早生みかんは、果実品質は回復傾向となったが、競合果実が潤沢に出回る中、市場によっては低品位なみかんや腐敗果の発生が散見されたが、厳選出荷の継続・計画的な平準出荷等の周知徹底を図り、価格の下落には至らなかった。暖秋による着色遅延による早生みかん出荷のずれ込みに伴い中生・普通みかんの出荷にも影響が見られた。レギュラー品の割合が高かったうえ、小売店頭での安価な輸入果実との競合もあり、みかん消費の回転が鈍くなったことで、年末に向けて流通在庫が増大したが、産地での厳選出荷により価格の下落には至らなかった。

年明け以降は、年末の流通在庫が減少したこと、食味が良好で、競合果実の出回りも少なかったことから価格は堅調に推移した。

令和2年産については、極早生みかんは8月の猛暑・寡雨により日焼け果の発生、一部産地で台風による風キズ果の発生も見られたが、産地での厳選出荷の取組により当初計画を下回る出荷数量となった。果実品質は糖度・酸度ともに平年よりやや高く、食味良好なため価格は堅調に推移し概ね10月一杯で出荷・販売が終了した。早生みかんも食味・外観共に良好で順調な出荷となったが、コロナ禍等の影響で11月より荷動きは鈍り始めた。12月に入り厳選出荷や計画的な平準出荷等の周知徹底により大幅な価格下落は回避した。年明け以降の普通みかんは前年産を上回る出荷量となったほか、緊急事

態宣言の再発出もあり、食味・外観共に良好にも関わらず1月は前年を下回る価格となったが、2月以降、販売環境は改善し、価格は堅調に推移した。

令和3年産については、8月中旬の西日本を中心として断続的な降雨が続き、果実品質の低下が心配された。その結果、極早生みかんは相対的に低糖・低酸傾向で、外観不良果が散見され、価格は低調となった。秋以降は晴天が続き、早生みかんは果実品質・食味とも格段に回復し、腐敗果の発生等出荷ロスも少なく、価格は堅調に推移した。中生・普通みかんは、果実肥大は総体的に平年並み～やや小玉傾向で、果実品質も良好であった。

（2）りんごの価格動向

平成29年産については、6月の低温、7月の猛暑により果実肥大は鈍化し、小玉果傾向となった。9月以降は気温が低く日照時間も少なかったことから熟期が早まり、果実着色・食味ともに良好で、価格は堅調に推移した。販売面では早生・中生種は各産地の出荷が重なったことにより厳しい環境となったが、晩生種は小玉果傾向による数量減に加え、輸出が順調であり、みかん等競合果実の数量が少なかったことにより、堅調な価格となった。

平成30年産については、梅雨明け後の高温・干ばつ等により、早生系品種の果実肥大は小玉果傾向となり、出荷量は少なく、高値基調で推移した。中・晩生品種は、肥大が回復し、大玉果傾向となったものの、台風被害等により出荷量が前年に比べ少なく、価格は前年を上回った。年明けの出荷量は、前年よりも多い上、低品位果の比率が多く、販売は苦戦した。

令和元年産については、降雹、日焼けに加え、台風による気象災害、一部産地での黒星病・褐斑病、小玉果傾向等により、年内販売は少なかった前年並の数量となり、価格は前年を上回った。年明け出荷の主体になる青森県産りんごの越年在庫量は前年より少なく、価格は堅調に推移した。

令和2年産については、早生ふじで軟化果が散見され、輸出予定の早生ふじが国内出荷に仕向けられたこともあり、前年を下回る価格となった。11月下旬にはサンふじに切り替わり、果実品質・出荷量共に安定し、前年を下回るものの平年並の価格で推移した。年明け出荷の主体となる青森県産りんごの越年在庫量は、前年より3割程多く、平年より1割以上多い中、価格は平年並みで推移した。

令和3年産については、開花期の4月中旬の凍霜害、6月の降雹により作柄は不良傾向、また、8月の高温乾燥による影響で小玉果傾向となった。梅雨明け後の高温と日照時間が十分にあったことから品質は良好となったことから、出荷量は前年、平年より少なく、価格は堅調に推移した(前年産よりも81円高い年平均381円/kg)。

表12 主要果実の卸売価格（東京都中央卸売市場計）

(単位:円/kg)

	品目	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3
国産果実	みかん	289	248	245	253	240	288	302	328	313	297	301	304
	ネーブルオレンジ	209	259	251	240	219	254	289	270	285	275	271	240
	甘なつみかん	144	190	185	151	170	177	207	203	202	195	202	211
	いよかん	143	242	215	194	174	214	233	223	255	236	225	225
	はっさく	143	215	196	159	161	178	190	191	223	199	205	207
	りんご	258	338	261	299	302	318	305	318	307	363	300	381
	日本なし	333	264	306	278	282	307	306	303	316	352	503	452
	かき	340	286	212	277	249	245	286	256	281	280	324	346
	もも	482	405	455	477	469	526	513	550	610	620	727	735
	ぶどう	798	794	730	783	803	914	989	1,099	1,211	1,294	1,541	1,566
輸入果実	バナナ	115	121	112	141	157	170	167	152	166	163	158	151
	パイナップル	168	162	167	167	192	209	177	183	178	180	188	209
	グレープフルーツ	144	140	144	145	164	182	202	183	191	179	190	・・・
	オレンジ	168	162	162	176	215	237	230	243	260	235	236	・・・
	キウイフルーツ	407	400	447	415	445	451	440	434	480	485	479	519

資料：みかん、りんごは東京都中央卸売市場「市場統計情報（月報・年報）」の当年8月～翌年7月の加重平均を用い、その他の品目のうち令和3年は当該市場統計情報の暦年平均、令和2年以前は農林水産省「青果物卸売市場調査」による。

（3）その他の果実の価格動向

平成29年産のなし・もも・かきは、8月旧盆までの乾燥傾向により小玉果傾向であった。なしは食味が良好で価格は堅調に推移していた。ももは、食味が良好で価格は前年を上回って推移したが、8月旧盆前に出荷が集中し価格は低迷した。かきは、10月の降雨・台風の影響で下等級品が多くなり、販売は苦戦した。一方、ぶ

どうの生産量は平年よりやや少なく、着色や糖度の乗りが遅いことから出荷がやや遅れたものの、価格は堅調であった。

平成30年産のその他の果実については、なし・ももは生育が1週間程度早く前進出荷傾向となった。なしは、梅雨明け以降の高温・干ばつ傾向により食味は良好であったが、小玉果傾向となり、8月旧盆前後に産地の出荷が重なり

価格は一時的に下がったが、その後の入荷量は前年に比べ多かったが、価格は堅調に推移した。ももは8月旧盆前に入荷量が前年を大きく下回った。食味は良好であったことから価格は堅調に推移した。かきは小玉果傾向であるものの、価格は販売始めから堅調に推移した。ぶどうはシャインマスカットのみ大きく増産となる中で、高温による着色不良や脱粒も散見されたが、価格は堅調に推移した。

令和元年産については、なしは7月の曇雨天・低温により小玉果傾向となった上、みつ症や黒星病の発生により入荷量が減少し価格は堅調に推移した。ももは、これまでせん孔細菌病の発生が少なかった産地にも見られるようになった上、春先の凍霜害・雹害等による生産量の減少から、7月の入荷量が大きく減少し8月旧盆前の市況は混乱したものの、その後は入荷量は安定し堅調な価格で推移した。かきは渋柿が着色遅れから出荷がズレ込み、産地の出荷が重なったことから一時価格が低迷した。また、甘柿は入荷量が多いものの食味が良好なことから高価格で推移した。ぶどうは7月の曇天多雨、8月の高温・干ばつにより施設ブドウは小粒果傾向であった上、着色不良果が散見されるなど9月中旬までは入荷量が少なく、価格は堅調に推移したが、9月下旬から入荷量が前年を上回り、価格は低下した。

令和2年産のその他の果実については、なしは小玉果傾向、一部産地での黒星病やみつ症の多発もあり、入荷量は大幅に減少し価格は過去最高の年平均価格となった。ももはこれまでせん孔細菌病の発生が少なかった産地でも多発したことや、生育不良による小玉果傾向もあり入荷量は少なく、価格は堅調に推移した。かきは渋柿の出荷量が前年より少なく価格は前年より高く堅調に推移し、甘柿は、小玉果傾向で出荷量が少ない中、コロナ禍での量販店販売では小玉果の引き合いが強かった。露地物で12月上

旬には出荷が終了、12月中旬から冷蔵物に切り替わり、価格は前年より高く堅調に推移した。ぶどうは、7月までの曇雨天によりデラウェアで玉割れ等が多発し、巨峰も主産地で晚腐病等の多発により入荷減の中で価格は堅調に推移した。特に、シャインマスカットは収穫量が年々増加しているものの、引き合いが強く、前年を上回る入荷量となる中でも価格は前年を上回り堅調に推移した。

令和3年産のその他の果実については、なしの生育は肥大良好で7月中・下旬に日照時間が確保されたため品質も良好であった。出荷量は前年を上回り、価格は前年を下回ったが、過去5カ年平均より大きく上回った。ももは、出荷初期は曇天が続き、小玉果傾向で糖度不足となったが、梅雨明け以降は日照量が確保され、食味良好となったが、開花期の凍霜害・低温被害に遭遇した産地が多く、入荷量は過去5カ年平均より少なく、価格は堅調に推移した。かきの果実肥大は品種や着果量によりバラツキが見られるものの、概ね良好となった。渋柿は果実品質・食味とも良好で価格は前年を上回った。甘柿は軟化症・炭疽病等により下位等級品が多く、前年を上回る出荷量となったものの、食味は良好で価格は前年を上回った。ぶどうは、6月～7月の周期的な降雨により肥大が良好で、日射量や積算温度も十分であったことから、食味も良好となった。出荷量は少なかった前年より多かったが、価格は、品種による差はあるものの、シャインマスカットは堅調に推移した。

(4) 果実の流通状況

生食用果実のうち、卸売市場を経由する割合は減少傾向で推移し、全体の約6割となっている(表13)。

また、卸売市場での果実の取引方法のうち、せり取引は減少傾向で推移し、全体の約9割が相対取引となっている(表14)。

表13 生食用果実の卸売市場経由率の推移

(単位：％)

年度(平成)	H10	15	20	25	26	27	28	29	30
青 果	74	69	63	60	60	58	57	55	56
生食用果実	86	77	69	63	64	60	56	59	58

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ

注：生食用果実は、果樹・茶グループで推計

表14 卸売市場における果実の相対・せり取引の割合（金額ベース）

(単位：％)

年度(平成/令和)	H15	20	25	28	29	30	R 元
相 対	72.3	78.6	84.3	85.6	86.4	87.0	87.6
せ り	27.2	21.4	15.7	14.4	13.6	13.0	12.4

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ

注：相対取引には予約相対を含む。

第4節 果実加工の動向

(1) 果実の加工仕向けの動向

主要な果実加工品である缶・びん詰め、ジャムの生産動向を見ると、缶・びん詰めは4万7千トン～5万トンで推移しており、ジャムは3万1千～3万4千トンで推移している。(表15)。

表15 果実の缶・ビン詰、ジャムの生産量
(内容量：トン)

	H28年	29年	30年	R元年	2年
缶・ビン	50,690	48,639	47,883	49,373	47,461
ジャム	34,711	33,638	33,868	32,302	31,112

資料：公益社団法人 日本缶詰びん詰レトルト食品協会より

国内生産果実では、うめ、パインアップル、醸造用のぶどう等、加工を前提に生産されているものもあるが、他の果実では、主に生食用を前提として生産されたもののうち、すそ物が加工用に仕向けられている。加工仕向け割合は、近年、うんしゅうみかん 11%、りんご 15%、

ぶどう 15%、もも 17%となっている。また、加工用原料価格は、生食用に比べ著しく安価となっており、生食と加工との価格差は、みかんで7倍から8倍と大きくなっている。(表16)

(2) 果汁の動向

清涼飲料水の生産量は、平成30年までは増加傾向にあったが、令和元年、2年と減少傾向となっており、令和2年は新型コロナウイルスの影響もあり、大きく減少した。

こうした中で、果実飲料も同様の傾向にあり、2年連続の減少となっている。

国内産の果汁の生産量は、年度による多少の変動はあるものの近年は2千万トン（1/5濃縮換算トン）程度で推移している。

このうち、うんしゅうみかんは国内産全体の約2割、りんごは国内産全体の約7割を占めており、過去5か年は、年による変動が大きいものの、みかん、りんごともに、概ね一定の水準で推移している。(表17)。

果汁の輸入量は、概ね横ばいで推移している。

輸入量の多いのは、オレンジ果汁及びりんご果汁であり、両者で全体の８割程度を占めている（表 18）。

表 16 主要果実の加工仕向け割合、価格（令和元年産）

（単位：％、円程度/kg）

	割合		価格		
	生食用	加工用	生食用	果汁用	缶詰用
うんしゅうみかん	89	11	251	30	38
りんご	85	15	—	—	—
ぶどう	85	15	—	—	—
もも	83	17	—	—	—
パイナップル	66	34	—	—	—
うめ	24	76	—	—	—

資料：農林水産省 園芸作物課調べ

注：「生食用」は、産地から生鮮の状態出荷されるものであり、必ずしも生鮮で食されるものを指すものでない。

表 17 果汁の国内生産量

（単位：1/5 濃縮換算トン）

	H22 年	27 年	28 年	29 年	30 年	R 元年	2 年
うんしゅうみかん	4, 215	5, 295	3, 147	3, 631	2, 831	5, 101	3, 719
なつみかん	196	140	114	102	92	107	62
その他柑橘	828	909	720	728	684	750	573
りんご	16, 581	17, 179	15, 596	12, 782	15, 925	12, 821	17, 713
ぶどう	755	752	489	372	435	372	399
パイナップル	128	128	154	144	108	113	118
計	22, 703	24, 403	20, 220	17, 759	20, 075	19, 264	22, 584

資料：農林水産省 園芸作物課調べ

表 18 果汁の輸入状況

（単位：1/5 濃縮換算トン）

	H22 年	27 年	28 年	29 年	30 年	R 元年	2 年
オレンジジュース	87, 309	79, 138	84, 497	70, 919	98, 491	70, 751	77, 186
りんごジュース	94, 796	95, 496	88, 567	92, 371	85, 181	94, 291	83, 659
ぶどうジュース	50, 279	37, 141	41, 043	45, 463	46, 850	48, 876	42, 817
パイナップルジュース	10, 730	7, 811	5, 682	5, 508	8, 949	8, 444	11, 249
計	243, 114	219, 586	219, 789	214, 261	239, 471	222, 362	214, 911

資料：農林水産省 園芸作物課調べ

第2章 果樹農業をめぐる情勢の変化と対応

第1節 果樹農業振興基本方針の策定と果樹農業の方向

果樹農業振興基本方針（以下「基本方針」という。）は、果樹農業の振興を図るため、果実の消費、生産、輸出や流通・加工対策を推進するための施策の方向を示すものである。果樹農業振興特別措置法に基づき、農林水産大臣によって定められ、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）の見直しに合わせ概ね5年毎に見直しが行われている。

（1）基本計画

最新の基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき決定された5回目の基本計画となり、令和12年度を目標年度として、令和2年3月に策定された。

この新しい基本計画では、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立することを基本的な方針として掲げている。

新たな基本計画のポイントは、①農業の成長産業化に向けた農政改革を引き続き推進、②中小・家族経営など多様な経営体の生産基盤の強化を通じた農業経営の底上げ、③農林水産物・食品の輸出を5兆円とする目標を設定、④関係府省等と連携し、農村振興施策を総動員した「地域政策の総合化」、⑤食と農に関する新たな国民運動の展開を通じた国民的合意の形成の5点である。

食料自給率目標はカロリーベースで45%、生産額ベースでは75%に設定しており、果実の生産努力目標は308万トン（現状283万トン）と定められている。

また、果樹について、高品質な国産果実への国内需要や輸出拡大に対応するため、優良品目・品種への転換を一層加速するとともに、省力樹形の導入、園地の区画整理やかんがい施設の整備等の基盤整備、ロボット、AI、IoT等の

先端技術の開発・導入等による労働生産性の向上、平坦で条件のよい水田等を活用した新産地の育成等を推進することとされている。また、そのために必要となる苗木・花粉等の生産・供給体制の強化、消費者ニーズに対応した高品質な品種の育成、輸出に対応した品質保持技術の開発等を推進することとされている。

（2）基本方針

最新の基本方針は、令和2年4月、上記の新たな基本計画に即して、令和12年度を目標年度として策定された。

これまでの果樹政策は、うんしゅうみかんとりんごを中心に供給過剰基調に対応し需要に即した生産と価格の安定を図るため生産抑制的な施策を講じてきたが、昭和54年をピークに国内の果実生産量は減少を続け、果樹農業の生産基盤のぜい弱化が深刻となっている。

新たな基本方針では、果樹農業の持続性を高めながら、成長産業化を図るためには、供給過剰基調に対応した生産抑制的な施策から、低下した供給力を回復し、生産基盤を強化するための施策に転換していく必要があるとしている。

具体的には、経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、高品質を維持しつつ生産基盤を強化するため、省力樹形や機械作業体系等の導入による労働生産性の抜本的な向上や、担い手の明確化と樹体を含めた園地の次世代への円滑な経営継承等を進めていくことが急務であるとし、同時に、トラックドライバーの不足を始めとする食品流通に係る人手不足に対応したサプライチェーン全体での流通の合理化に加え、ライフスタイルの変化等に伴う消費者ニーズの変化を踏まえた、国産果実及びその加工品等の国内外の新たな市場の獲得や、自然災害や鳥獣・病虫害等の様々なリスクへの対応力の強化等を進めていく必要がある

としている。

(参考) 現行の果樹農業振興基本方針（令和2年4月30日策定）の抜粋

第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

1 果樹農業をめぐる状況と基本的考え方

(1) 果樹農業をめぐる状況

① 果樹農業の魅力と重要性

② 国内外の情勢の変化

ア 果実の需給構造

イ これまでの果樹政策

我が国の果実生産量は、昭和30～40年代に大きく増加し、昭和54年にピークである685万トンに達した。この間の増産により、主にうんしゅうみかんについて生産過剰と価格の暴落が起こったこと等を背景に、その後の果樹政策では、うんしゅうみかんとりんごを中心に、供給過剰基調に対応し、需要に即した生産と価格安定を図るため、生産抑制的な施策を講じてきた。

ウ 果樹農業の現状と課題

昭和54年にピークを迎えた国内果実生産量は、その後現在に至るまで減少を続け、近年では300万トン弱で推移しており、ピーク時の4割程度の水準となっている。

この間、生産現場では、消費者ニーズを捉えた高品質な果実生産が進み、うんしゅうみかん栽培における周年マルチ点滴かん水同時施肥法（マルドリ方式）や、選果場における光センサー選果システム等の、高品質果実の生産・出荷のための技術等の導入が進んだ。また、国の施策においても、優良品目・品種への改植等を支援することでこれを後押ししてきた。

生産量は減少したものの、高品質化が進展したこと等により、果実の産出額は平成24年から平成29年まで6年連続で増加し、平成30年も平成29年と同水準の8,406億円となり、農業総産出額の1割弱を占めている。

一方、現在の我が国の高品質な果実生産は、果樹生産者の労力と時間をかけた手作業によって支えられている。果樹農業は、整枝・せん

定等の高度な技術を要する作業や、摘果、収穫等機械化が困難な作業が多く、急傾斜地等の条件の厳しい園地が中心で機械化が進んでいない。このため、労働集約的な構造となっており、土地利用型作物等と比較して労働時間が長く、労働生産性が低くなっている。加えて、労働ピークが摘果や収穫時の短期間に集中しており、その時期に臨時的な雇用を確保することが必要となっている。

このため、他品目と比較して農地の集積・集約と規模拡大が進んでいない状況であり、2ha以上の大規模層はほとんど増加していない。果樹の主業農家を樹園地規模別に見ると、6万3千戸の主業農家のうち栽培面積が2ha以上の農家は全体の17%にとどまっており、果樹農業においては経営面積に「2haの壁」が存在している。

さらに、果樹生産者の減少や高齢化、後継者不足が深刻となり、栽培面積も長期的に減少が続いていることや、果樹農業を支える苗木の生産・供給体制のぜい弱化、一定程度を輸入に頼っている花粉の供給の不安定化等、果樹農業の生産基盤がぜい弱化している。さらに、近年頻発している大規模自然災害や、地球温暖化等の気候変動による栽培環境の変化、鳥獣・病害虫による被害等、果樹経営を脅かす様々なリスクも相まって、その持続性に不安を抱えている状況である。

また、新型コロナウイルスなどの感染症のまん延といった不測の事態による経済活動への影響に対する懸念についても、その状況を的確に把握し、しっかりと対応していく必要がある。

エ 果樹農業の新たな可能性

こうした現状を打破し、将来にわたって持続可能な果樹農業を実現していくためには、作業を省力化・効率化し、同じ労働力、同じ時間で

より広い面積を管理し、より多くの収量・収益を確保すること、すなわち労働生産性の向上が必要である。現在、労働生産性の向上を可能とする省力樹形やスマート農業技術といった革新的な新技術が実用化されている。

また、需要の面でも、ライフスタイルの変化等に対応した国内外の新たな需要や、その新たな需要や栽培環境の変化に対応した新たな品目・品種の導入等、果樹農業に新たな可能性が生まれている。

（２）果樹農業の振興に向けた基本的考え方

高品質な国産果実は国内外から高く評価されており、輸出品目としてのポテンシャルも高い。また、健康の維持・増進にも有効であり、中山間地域を始めとする地域農業の基幹品目となっている。

その一方で、人口減少の本格化により国内需要が減少している中、生産現場の人手不足等の生産基盤のぜい弱化により、需要の減少を上回って生産量が減少している状況である。

こうした状況を踏まえつつ、人口減少が本格化する社会にあっても、果樹農業の持続性を高めながら、成長産業化を図るためには、供給過剰基調に対応した生産抑制的な施策から、低下した供給力を回復し、生産基盤を強化するための施策に転換していく必要がある。

具体的には、経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、高品質を維持しつつ生産基盤を強化するため、省力樹形や機械作業体系等の導入による労働生産性の抜本的な向上や、担い手の明確化と樹体を含めた園地の次世代への円滑な経営継承等を進めていくことが急務である。同時に、トラックドライバーの不足を始めとする食品流通に係る人手不足に対応したサプライチェーン全体での流通の合理化に加え、ライフスタイルの変化等に伴う消費者ニーズの変化を踏まえた、国産果実及びその加工品等の国内外の新たな市場の獲得や、自然災害や鳥獣・病害虫等の様々なリスクへの対応力の強化等を進めていく必要がある。

２ 生産基盤強化のための対策の推進

（１）果樹経営の発展に向けた対策の推進

① 優良品目・品種への転換の一層の推進

果樹産地の収益力の強化と生産者の経営安定を図る観点から、消費者ニーズに対応した優良品目・品種への転換とそれによる高品質果実生産を加速させるため、平成19年度から実施してきた改植等に対する支援（果樹経営支援対策事業）に加え、平成23年度からは、幼木の実管理経費に対する支援（果樹未収益期間支援事業）を講じてきたところである。

これらの施策を通じて、「シャインマスカット」や「せとか」等の優良な品種の栽培面積・生産量が増加し、高品質果実を安定生産する産地が育成・確保されるなどの成果が挙げられているところであり、今後も、需要に応じた優良品目・品種への転換を一層推進する。

② 労働生産性の向上に向けた対策の推進

ア 省力樹形の導入

果樹農業の作業性を左右する要素が様々ある中でも、樹形は根本的でその影響の大きい要素である。その樹形について、現在、りんご、なし、かんきつ、ぶどう等の主要果樹品目において、「省力樹形」の開発・実用化が進んでいる。

慣行樹形を「大きな木を疎植で園地内に散在させ、樹体1本単位で管理する樹形」とすれば、省力樹形は「小さな木を直線的に密植して配置し、樹列単位で管理する樹形」と言える。一般に、省力樹形は慣行樹形と比べて、

- ・ 作業動線が単純となるため効率的な作業が可能となり、各種管理作業、収穫作業等を省力化できる
- ・ 機械化に対応した樹形であり、機械作業体系の導入が容易
- ・ 整枝・せん定等の作業手順が明確化されており、初心者でも取り組みやすい
- ・ 未収益期間が短く早期成園化が可能
- ・ 空間の利用効率が高く単収が向上する
- ・ 日当たりが均一となり品質がそろいやすい
- ・ 根域制限方式では水田等の排水性の低い土地においても高品質果実生産が可能

等のメリットがあり、労働生産性の向上や早期成園化に大きく貢献する技術である。また、初心者でも取り組みやすいことから、後継者や新規就農者等の新たな担い手の確保にも資する技術である。

- 一方で、小さな木を密植する樹形の特性上、
- ・ 導入時に苗木を多く必要とすること
- ・ 成園化しても木1本毎は小さく根の張りが弱いことから、強風や自然災害への対応として支柱等の設置が必要であること
- ・ 水管理のためにかん水設備を必要とすること
- ・ 根域制限方式では遮根シート等が必要となること

等、導入の際に必要な資材や設備のため、初期コストが高くなる傾向がある。また、地域によって、水源の確保や降雪の影響等についても留意する必要がある。

なお、急傾斜地の場合や、省力樹形の導入が難しい品目である場合は、園内作業道を整備し、慣行樹形の木を作業道に沿って整列させて植栽・管理する「整列樹形」を導入することで、作業動線が単純化して、機械導入も容易となり、作業の効率化が可能となる。

労働生産性の向上のためには省力樹形等の導入が効果的であることから、優良品目・品種への転換に併せて、上記のメリット、課題を踏まえた上で、各産地に合った形で省力樹形等の導入を推進していく。

イ 機械作業体系の導入

ウ 基盤整備の実施

エ 水田の活用による生産力の増強

オ 労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地の育成

労働生産性を抜本的に向上させた果樹農業を実現していくためには、省力樹形、機械作業体系、基盤整備をまとめた面積で一体的に導入・実施することが効果的である。しかしながら、まとめた面積でこれらを導入・実施する場合、長期に渡ってその園地からは収穫ができなくなり、収益が途絶え、その間の農家の経営

継続に大きな影響を与える。これがネックとなって、これらの新たな技術等の産地への一体的な導入が進んでいない。

このため、基盤整備や園地集積に併せてまとめた面積で省力樹形や機械作業体系を導入する産地等に対し、収益が得られるまでの間の経営の継続・発展や早期成園化による早期の収益性確保等の取組を一体的に支援することで、労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地の育成を推進する。

カ 条件不利園地の整理・放任園地化の防止

③ 新たな担い手の育成・確保、次世代への経営継承等への対策の推進

ア 新規就農者や後継者の育成・確保に向けた取組

イ 園地・樹体を含めた次世代への円滑な経営継承に向けた取組

ウ 担い手への園地集積・集約化に向けた取組

エ 雇用労働力の確保に向けた対策の推進

オ 経営の多角化に向けた取組の推進

カ 経営の発展を踏まえた法人化に向けた取組の推進

④ 国産資材の安定確保

ア 苗木の生産・供給体制の強化

イ 花粉の生産・供給体制の強化

ウ 燃油高騰への備え

(2) 果樹農業の持続性を脅かす様々なリスクへの対応力の強化

① 自然災害への対応の一層の推進

② 鳥獣被害対策の一層の推進

③ 病害虫への対応の一層の推進

④ 気候変動への対応の一層の推進

⑤ セーフティネット措置等の一層の推進

3 市場拡大のための対策の推進

(1) 国内外の新たな市場の開拓

(2) 国内市場に対応した取組の推進

(3) 海外市場に対応した取組の推進

4 持続的発展に必要な新品種・新技術の開発・普及

(1) 消費者・実需者ニーズに対応した新品種・新技術の開発・普及

(2) 気候変動による栽培環境の変化等に対応した新品種・新技術の開発・普及

(3) 労働生産性向上に向けた新技術の開発・普及

(4) 新たな市場獲得に向けた果実の鮮度保持、輸送技術等の確立

第2 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標

第3 栽培に適する自然的条件に関する基準

第4 近代的な果樹園経営の基本的指標

第5 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

1 人手不足に対応した果実の流通面におけ

る対策の推進

(1) 集出荷段階における合理化の取組

(2) 産地から市場等への輸送段階における合理化の取組

2 果実の加工面における対策の推進

(1) 国産の加工原料用果実の安定生産・供給体制の構築

(2) 新たな加工ニーズに対応した加工原料用果実の生産

第6 その他必要な事項

1 東日本大震災からの復興

2 近年頻発する大規模自然災害による被害からの復興

政令指定品目の目標

	生産数量 (千 t)		面積 (ha)	
	平成 30 年度	令和 12 年度 目標	平成 30 年度	令和 12 年度 目標
うんしゅうみかん	774	784	41,800	34,600
その他かんきつ	316	362	25,500	24,500
りんご	756	819	37,700	36,600
ぶどう	175	210	17,900	17,940
なし	259	288	13,230	12,400
もも	113	124	10,400	10,400
おうとう	18	20	4,690	4,640
びわ	3	3	1,190	1,070
かき	208	228	19,700	18,800
くり	17	18	18,900	17,900
うめ	112	119	15,600	14,900
すもも	23	25	2,960	2,940
キウイフルーツ	25	25	2,090	1,930
パインアップル	7	8	565	540
計	2,806	3,033	212,225	199,160

<参考> 政令指定品目以外の果実分を加えた果実全体の目標

	生産数量 (千 t)		面積 (ha)	
	平成 30 年度	令和 12 年度 目標	平成 30 年度	令和 12 年度 目標
政令指定品目以外	27	49	6,775	9,840
計	2,833	3,083	219,000	209,000

第2節 果樹対策の推進

1. 果樹農業生産力増強総合対策の推進

果樹対策については、平成 19 年度から、優良品目・品種への転換を図るため改植等を支援する果樹経営支援対策事業を開始し、平成 23 年度からは改植後の未収益期間における農薬・肥料代等の一部を支援する未収益期間支援対策事業を追加して実施している。

平成 28 年度から、果樹対策は、「果樹農業好循環形成総合対策事業」として、果樹農業の所得向上に向けた好循環を生み出すため、生産、流通、加工、販売、消費等の関係者の「連携」による一気通貫した取組を支援することとされてきた。事業内容も、生産面の対策では、産地協議会と農地中間管理機構との連携を強化し機構を活用した改植や小規模園地整備を推進するほか、改植や未収益期間の支援単価や、需給調整対策の補給金単価を引き上げた。加工流通面では、加工用果実の安定生産に資する作柄安定技術の導入を、輸出面では、海外への海上輸送体制を確立するための実証、鮮度保持技術・輸送用資材の開発実証等を新たに実施することとされた。

令和 2 年 4 月に新たな果樹農業振興基本方針が公表され、果樹農業の持続性を高めるためには、供給過剰基調に対応した生産抑制的な施策から、低下した供給力を回復し、生産基盤を強化するための施策に転換していく必要があることが定められた。これを踏まえ、令和 2 年度予算からは、令和元年度までの「果樹農業好循環形成総合対策」から「果樹農業生産力増強総合対策」に事業名が変更され、生産基盤の強化に必要となる労働生産性の向上に着目した取組への支援が拡充されている。

2. 果樹対策の体系

(1) 果樹産地の強化

果樹産地の構造を改革し、競争力のある産地を構築するため、産地自らが産地の特性や意向を踏まえ、目指すべき具体的な目標とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」（以下「産地計画」という。）を策定し、各産地の特長を生かした果樹生産を推進している。

各産地における産地計画の策定・見直しが円滑に進むよう、令和 2 年 6 月に農林水産省生産局長通知が改正され、新たな果樹農業振興基本方針に即した内容に変更されている。具体的には、①人材・園地戦略、②流通・販売戦略、③生産戦略、④輸出戦略、⑤自然災害等のリスクへの対応の 5 項目に関する事項を産地計画の内容として記載することとされており、生産戦略の中では、新たに、労働生産性の向上に向けた取組について記載することが追加されている。また、人・農地プランとの連携も求められている。

産地計画に基づき、目指すべき産地の実現に向けて、優良品目・品種への転換、小規模な園地整備等生産基盤の改善に取り組む担い手や、大苗育苗ほの設置、新技術の導入・普及等生産構造の改革に取り組む産地を支援するため、果樹経営支援対策事業を実施しているほか、改植後の未収益期間における育成経費を支援するため、果樹未収益期間支援事業を実施している。

この 2 つの事業は、事業発足以来、当協会が実施しているが、平成 27 年度からは農林水産省の事業実施主体公募に応募して採択され実施しているものである。

さらに、令和 2 年度からは、労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地の育成を支援するため、未来型果樹農業等推進条件整備事業が新設された。平坦で作業性のよい水田等の樹園

地への転換や、中山間地等の既存産地での基盤整備等を通じたまとまった面積での省力樹形及び機械作業体系の導入に対し、早期成園化や成園化までの経営継続・発展等に係る取組をパッケージで支援している。本事業も果樹経営支援対策事業等と併せて農林水産省の事業実施主体公募に当協会が応募して採択され実施しているものである。

これに加えて、果樹生産に必要な苗木や花粉の安定供給を図るため、苗木の生産体制の構築や花粉専用園地の育成等の取組を支援している（苗木については令和元年度から花粉については令和2年度から事業を新設）。本事業も他の事業と併せて農林水産省の事業実施主体公募に当協会が応募して採択され実施しているものである。

それ以外にも、園芸産地の収益力強化と園芸作物の安定供給体制の確保を図るため、強い農業づくり交付金（令和元年度からは、強い農業・担い手づくり総合支援交付金）により、農産物処理加工施設や集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等が支援されている。

また、平成27年度以降、補正予算で措置された産地パワーアップ事業では、地域の営農戦略「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を総合的に支援することとされ、一定の要件の下、同一品種の改植や省力化機械の導入、資材の導入等も支援対象とされてきた。令和元年度補正予算からは、産地生産基盤パワーアップ事業に拡充され、収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援するとともに、新たに、新市場獲得のための拠点整備や、全国産地の生産基盤の強化・継承等を支援することとされている。さらに、令和3年度補正予算では、果樹先導的取組支援として、需要の変化に対応した優良品種・品目や省力樹形の導入、小規模園地整備、防霜ファン・防風ネット等の設備の導入といった果樹経営支援対策事業と同様の事業

や入手困難資材の代替資材の大規模実証の支援も行われることとなった。この果樹先導的取組支援事業については、農林水産省の事業実施主体公募に当協会が応募して採択され実施している。

（2）果実の需給安定対策

果実の需給安定と果樹農家の経営安定を図るため、永年性作物である果樹の特質を踏まえた需給安定対策が長年にわたり実施されてきた。

具体的には、①年により生産量や価格変動の大きいうんしゅうみかんとりんごの需要に見合った計画的な生産出荷を促進するため、生産出荷目標に基づく計画的生産出荷に向けて産地に対する指導等を実施した生産出荷団体に補給金を交付する道県基金協会に補助する果実計画生産推進事業（果実計画生産確認事業）や、

②計画的生産出荷への取組を的確に実施したにもかかわらず、一時的な出荷集中により価格が低下した場合等に、生食用果実を緊急に加工用に仕向けるために必要な経費について、生産出荷団体に対して補給金を交付する道県基金協会に補助する緊急需給調整特別対策事業である。

これらは当協会が果樹農業振興特別措置法に基づく指定法人として実施した事業である。

しかしながら、果樹農家数の減少や高齢化等により生産基盤がぜい弱化し、栽培面積と生産量は減少傾向で推移しており、今や、生産量が国内外の需要に追いついていない状態となっている。今後、国内外の需要に応じていくためには、生産力の増強が必要となっており、供給過剰を前提としている従来の需給安定対策について、供給不足の現状を踏まえ内容を見直すこととされた。

具体的には、令和2年度から農林水産省は、うんしゅうみかんとりんごの適正生産出荷見通しを定めないこととし、それに伴い、果実計画生産確認事業と緊急需給調整特別対策事業

を実施しないこととされた。

とは言え、国産果実については、その年の気候条件や販売環境によっては、生産量の増加や一時的な出荷集中、低品位な果実の出回り等による、短期的な需給のアンバランスは起こり得ることから、高品質果実の安定供給のためには、産地関係者が、果実の生育状況を把握しつつ、需要に見合った生産・出荷を行うことが引き続き重要である。これらの実現に向けては、全国及び都道府県の段階に設置された生産出荷団体の代表者等で構成する果実生産出荷安定協議会が、産地の生産基盤の強化や高品質な果実の安定的な生産・出荷のための取組等を積極的に推進していくことが必要とされている（令和2年6月10日付け農林水産省生産局長通知）。

なお、台風や降雹等の自然災害による被害への対策として、災害で傷ついた果実等の有効利用促進や過剰な果汁の調整保管等への支援を行う自然災害被害果実加工利用促進等対策事業と果汁特別調整保管等対策事業は引き続き実施している。

（3）果実流通加工・輸出対策

慢性的な供給不足となっている加工・業務用の国産果実について、産地が主体となっていく低コスト・省力化栽培技術等の実証や果実加工品の試作、消費者ニーズに対応した高品質果汁等果実加工品生産のための高機能搾汁機等の導入、加工・業務用果実の安定的な生産・流通体制構築のための契約取引等の実証、加工原料用果実の選別・出荷等の取組に要する経費を補助している。また、輸出に取り組む産地の連携による効率的な物流体制の構築や長時間輸送を可能とする鮮度保持技術・品質劣化防止技術の実証等を支援している。これらの事業も当協会が果樹農業振興特別措置法に基づく指定法人として実施するものである。

なお、別途、国産青果物の輸出環境の整備や重点分野テーマ別に輸出を促進する事業等の事業実施主体が農林水産省によって公募されており、応募して採択された日本青果物輸出促

進協議会の活動を当協会が支援している。

（4）果実等の消費拡大対策

「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」等の健全な食生活の実践や、果物の消費拡大と普及啓発を行う「毎日くだもの200グラム運動」については、政府をはじめ、日本園芸農業協同組合連合会等多くの関係者によって取り組まれてきている。

当協会も「うるおいのある食生活推進協議会」等の推進団体の事務局等として、食事バランスガイドの普及啓発と果物の摂取増進を推進する事業を実施したほか、中央果実協会として、食育セミナーの開催、メールマガジンの隔週発行、農林水産祭「実りのフェスティバル」などのイベントへの参加、専用ホームページの運営に取り組んできている。

さらに、平成29年度からは、国産果実競争力強化事業の中に果実需要増進等の取組が追加され、果樹農業振興特別措置法に基づく指定法人として、消費者啓発のための各種冊子の作成・配布やWEB記事の掲載、専門家向け200グラム運動指針冊子の改訂等を実施している。

（5）調査研究事業

我が国果樹産業の振興、需給・価格の安定、輸出の拡大等に資するため、国内外の果樹・果実をめぐる生産、流通、加工、消費に関する調査、情報収集を行い、その成果については、印刷物として関係者に配布するとともに、当協会のホームページに掲載して広く一般に提供している。この事業も、平成27年度からは農林水産省の事業実施主体公募に応募して採択され実施している。

具体的には、今後の果樹産地の発展に資するため、学識経験者等による検討会と統計調査や優良事例の分析等により、果樹農業のあるべき姿を明らかにして対応策を検討するとともに、優良な果樹経営の事例を収集し、表彰している。

また、果実の加工流通消費に関する調査・分析及び海外の果実等に関する情報の収集・提供

等を行っている。

（6）自然災害からの復旧支援対策

近年、地球温暖化の影響もあって、局地的な豪雨や台風等による大規模な災害が頻発しており、果樹産地においても甚大な被害が発生している。

自然災害に対応するための事業としては、災害で傷ついた果実等の有効利用促進や過剰な果汁の調整保管等への支援を行う自然災害被害果実加工利用促進等対策事業と果汁特別調整保管等対策事業が用意されているほか、果樹経営支援対策事業等の実施要件や実施手続等に特例が設けられている。

さらに、予備費を活用して、甚大な被害を受けた果樹産地の円滑な営農再開を図るための支援対策が講じられている（平成30年度は果樹経営支援対策事業のメニューに自然災害対応事業を追加、令和元年度及び2年度は果樹産地再生支援対策事業の実施）。

また、令和3年4月以降に発生した低温・降雪による被害が甚大なことを踏まえ、今後発生する被害を未然に防止するため、被害のあった地域を対象として防霜設備や防雹設備の導入支援を産地生産基盤パワーアップ事業の基金を活用して行っている（農林水産省の事業実施主体公募に当協会が応募して採択され実施）。